

# 令和8(2026)年度 ノウフクJAS 認証取得推進事業

農福連携商品の付加価値を高めるとともに、商品への消費者の理解促進を図ることを目的としてノウフクJASの新規認証取得を目指す事業者を総合的に支援します。

## ノウフクJASについて

- ◆2019年に制定された日本農林規格「ノウフクJAS」の正式名称は、「障害者が生産工程に携わった食品及び観賞用の植物の農林規格」といいます。
- ◆本来の主旨は、「みんなが地域の一員となり、一緒になって地域を作っていく」取組を評価するというものです。
- ◆ノウフクJASは「多様であること」に価値を見出します。



(表示例)※



農林水産省ホームページ  
『ノウフクJAS』

※引用元:ノウフクWEB : <https://noufuku.jp/known/jas/>

## 支援する取組内容

- ◆生鮮食品及び観賞用の植物※1、加工食品※2におけるノウフクJAS認証を新規で取得する取組

※1 生鮮食品及び観賞用の植物でノウフクJASを既に取得している場合は、加工食品の新規認証取得  
※2 加工食品でノウフクJASを既に取得している場合は、生鮮食品及び観賞用の植物の新規認証取得

## 支援する経費

役務費（ノウフクJAS生産工程管理者講習会受講料、認証手数料（申請書受理手数料、書類審査料、実地検査料、判定料、事務手数料等））※3、旅費（検査員の交通費、検査員の検査宿泊費）※4

※3 財務諸表交付手数料、交付手数料を除く。  
※4 ノウフクJASの実地検査に係る検査員の経費に限る。

## 補助率・限度額

- ◆事業費の2分の1以内
- ◆ただし、事業実施主体ごとに9万2千円を上限とします。

## 事業実施主体

- ◆県内に住所を有する農業者、農業協同組合、農地所有適格化法人、又は農業者で組織された団体※5
- ◆県内に住所を有する就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所で農業または農産物を使用した加工品で収益を得ている法人
- ◆県内に製造施設を有し、加工食品の製造又は加工を行う事業者。 ※6
- ◆上記で組織された団体※7

※5 県内に住所を有する農業者で組織されたもので、代表者、組織、意思決定方法その他運営に必要な規程を定めていること。

※6 ただし、他事業者が農福連携により生産した農産物を加工食品に使用する場合は、その農産物がノウフクJASを認証している場合に限る。

※7 代表者、組織、意思決定方法その他運営に必要な規程を定めていること。

## 実施要件

- ◆ ノウフクJASの活用計画を提出していただきます。
- ◆ 事業実施年度から3年間、実施状況報告書を提出していただきます。

## 実施要領・交付要領のダウンロード HP

〈掲載HP〉 申請書様式等のダウンロード先

URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/g01/shokuiku/250515noufukujas.html>



## 【お問合せ】

栃木県農政部農政課 食育・地産地消担当  
電話:028-623-2288 FAX:028-623-2340

栃木県上都賀農業振興事務所企画振興部  
電話:0289-62-5236 FAX:0289-65-7018

栃木県下都賀農業振興事務所企画振興部  
電話:0282-23-3425 FAX:0282-23-3752

栃木県那須農業振興事務所企画振興部  
電話:0287-23-2151 FAX:0287-23-7994

栃木県河内農業振興事務所企画振興部  
電話:028-626-3076 FAX:028-626-3071

栃木県芳賀農業振興事務所企画振興部  
電話:0285-82-4720 FAX:0285-83-6245

栃木県塩谷南那須農業振興事務所企画振興部  
電話:0287-43-1252 FAX:0287-43-4072

栃木県安足農業振興事務所企画振興部  
電話:0283-22-2355 FAX:0283-23-5693

とちぎ ユニバーサル農業

検索